

## 平成20年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第7号）

平成20年6月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）  
議案第49号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
議案第51号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入について  
請願・陳情等について  
（各常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 2 発議第 4号 那須塩原市農業委員会委員の推薦について  
（提案説明、採決）

- 日程第 3 議員の派遣について  
（採決）

### 追加（第1号）

- 日程第 1 発議第 5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 局長  
西那須野  
支所 局長

田代哲夫 君  
塩谷章雄 君

農業委員会  
事務局 局長

枝幸夫 君  
印南叶 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◇

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎発言の取り消し

○議長（植木弘行君） ここで、20番、水戸滋君から発言があります。

20番、水戸滋君。

○20番（水戸 滋君） 20番。

6月13日、私の市政一般質問の2項目め、教育研修体験センターについての質問の中で、不穏当な発言がありましたので、発言の取り消しを許可されるようお願い申し上げます。市議会会議規則第65条の規定によりまして、申し出をいたします。

なお、取り消し部分でありますけれども、○○○○の部分であります。

○議長（植木弘行君） ただいま20番、水戸滋君から発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、発言取り消しを許可いたします。

◎議案第48号～議案第51号及

び請願・陳情の各常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第1、議案第48号から議案第51号までの4件及び請願・陳情等については、関係常任委員会及び特別委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） おはようございます。

総務教育常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成20年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件1件、陳情2件、計3件であります。

これらを審査するため、6月16日月曜日午前10時から第1委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

なお、当日は付託されました陳情2件を審査するため、くろいそ運動場弓道施設と東那須野中学校のテニスコートの現地調査を実施いたしました。

まず、議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）の審査結果について申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、選挙管理委員会費の裁判員候補予定者名簿調製業務委託費168万円と、中学校活動支援事業の報奨金、消耗品等

81万2,000円を計上するものであります。

議案第48号については、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第2号 くろいそ運動場弓道施設復旧整備陳情書の審査結果について申し上げます。

意見では、この施設を利用していた人たちにとっては、三島体育センターに弓道場はあるが、大変不便を感じていると思うので、スポーツ振興計画を立てる中において、予算的なこともあると思うが陳情の趣旨を考慮願ひ、計画に盛り込んでいただきたい。スポーツ振興計画という中で、西那須野地区の施設も踏まえて検討していただきたいなどの意見が出されました。

討論では、具体的に再建というか、計画を練る際には、使われている方々の意見や実態を参考に、長い目で見た上での計画をお願いし採択としたいなどの討論がなされました。

陳情第2号については、全員異議なく採択と決しました。

次に、陳情第4号 砂入り人工芝テニスコート設置に関する陳情書の審査結果について申し上げます。

質疑では、旧産業団地のオムニコート、これは人工芝コートの件ですが、3面が使えなくなったことにより絶対数が減っているということで、需要そのものにこたえられていないのかとの質疑に対し、学校開放ということで、東那須野中学校のテニスコート6面の利用について、学校、利用団体、教育委員会の三者で協議し、学校側と調整が済んだため、ことしの4月から利用が開始されたところであるとの答弁がなされました。

学校開放施設の東那須野中学校テニスコートが荒れている。安全面からも危惧するが、対策の考えについての質疑に対し、予算等の関係もあるので、学校施設の整備の中で検討していき

いと答弁がなされました。

意見では、くろいそ運動場テニスコート12面をすべてクレーコートで維持すべきか、それとも全天候製に半分程度変えるのがよいか、総合的な計画の中で考えていく時代に来ている。

中学校施設の開放により、地域の人があいている時間を使えることも含めて、また共和大学の5面のコートの使用依頼など、市内の施設を総合的に考え直さないといけないなどの意見が出されました。

討論では、財政的に大変なことは十分感じているが、やはりスポーツ振興計画の中で十分考えていただきたい。東那須野中学校のテニスコートについても、いろいろと工夫をして整備をしていただきたい。また、ほかの中学校においてもスポーツ施設が老朽化しているのではないかなという思いがある。その辺のところも、スポーツ振興計画の中で配慮を願ひ、本陳情書については採択に賛成する。

テニス人口需要も高いということで、施設の必要性については我々も強く感じる場所である。やはり将来に向かっての効率性、そして市民の利便性とスポーツ振興という立場からも、総合的に十分に検討をいただきたい。このオムニコートの設置に関しては、鋭意前向きに考えていただくことを願ひ、本陳情書は採択すべきであるなどの討論がなされました。

陳情第4号については、全員異議なく採択と決しました。

以上が総務教育常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（植木弘行君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。  
30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成20年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案件1件、条例案件1件、陳情1件の計3件であります。

これらを審査するため、6月16日月曜日午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算の審査結果について申し上げます。

今回の補正は、生活環境部所管の4款衛生費、廃棄物の減量や資源化向上等を推進するための経費702万円を追加するものです。

質疑で、主なものとして、廃棄物減量等推進員のメンバーがそろうのはいつぐらいの見通しなのかとの質疑に対し、7月中にお願いし、8月下旬から各地区の説明会に入りたいとの答弁がありました。

また、推進員の人数と任期はとの質疑に対し、自治会数214で214名、任期は原則1年だが、できるだけ複数年お願いしていきたいとの答弁がありました。

議案第48号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

質疑では、主なものとして、廃棄物減量等推進員とステーション責任者の報酬についての質疑が

あり、推進員は均等割2万円とステーション割1カ所1,000円、ステーション責任者が無報酬という考え方は、現在西那須野で既に責任者制度をやっているが、まちの美化のため善意のボランティアとしてやっていただいていると感謝しているし、お金で何でもやってもらうという問題ではないと考えているとの答弁がありました。

また、自治会の規模にばらつきがあり、自治会単位の推進員の配置は適正なのかとの質疑に対し、適正規模について今後自治会長の皆さんと検討し、来年の委嘱推薦に向けていきたいとの答弁がありました。

また、粗大ごみの収集が5,000円に値上げとなるが、要因はとの質疑に対し、処分費用と回収費用である。回収は1回当たり2人でトラックで行って5万円以上かかる。1割以下の数字でご理解願いたいとの答弁がありました。

討論では、反対討論として、那須塩原市は産廃の処分場の集中地域であり、我々はごみを減らす生活をどうしたらいいのかと考えていかなければならないのに、そこで出てくる政策が有料化でいいのかということに疑問を持つ。最終的に出てきた基本計画、その基本になる条例が、ごみの有料化ということがメインであったということで、この条例には反対であるとの討論がありました。

また、賛成討論として、今日まで旧市町が行ってきたごみ処理の施策、対応、手段を踏まえて、新市において統一した第一歩であり、今後さらに改善・改良を加えながら、ごみ処理の考え方なり住民の理解と協力を深めるようお願い、賛成するとの賛成討論がありました。

議案第50号については、採決の結果、賛成5人、反対1人で承認されました。

次に、陳情第1号 「高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度

の中止・撤回を求める意見書」の採択及び提出を求める陳情書について申し上げます。

意見では、この陳情は75歳からを差別する制度で、それをやめてほしいという願いを原因とし、さらには高齢者の不安が解決するような見直しはまだなされていないという意見や、健康保険制度はお互い助け合うという部分が根幹にある。問題点は改正していかなければならないが、制度の基本姿勢はよい。世論調査でも半分はそういうことと聞いているとの意見がありました。

討論では、賛成討論として、陳情の趣旨で実際に国が対応したものは少なく、まだ国民の不安はそのまま継続している。相互扶助という部分を超える人にまで負担を与えている制度であり、まだ陳情の意味はあると考えるので採択すべきである。

また、反対討論として、健康保険制度は、相互扶助として決して見捨てるということではなく、逆に支え合うというものであり、制度そのものはよい。見直しもされてくると思うので、この陳情の中止・撤回という文言が入っていることに反対するとの討論がありました。

陳情第1号については、採決の結果、採択1人、不採択4人、継続2人となり、不採択多数により不採択とすることに決定いたしました。

以上が福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） 産業観光常

任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

平成20年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託をされた案件は、請願1件であります。

これらを審査するため、6月16日午前10時より第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管部長初め関係職員及び紹介議員である眞壁俊郎君の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下はその審査の経過と結果であります。

請願第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について申し上げます。

初めに、産業観光部より説明を受け、平成18年12月に採択されたが、平成20年になっても対応がおくれているので提出したのか。独立行政法人森林総合研究所とは等の質疑があり、今回は、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、税制上の措置を含めた安定的な財源の確保を記載し、一步踏み込んだものである。国有林野事業を一般会計化する部分と、一部独立行政化する2つの方向で検討され、森林総合研究所は独立行政法人である旨答弁がありました。

次に、紹介議員である眞壁俊郎君に説明を受け、前回採択されたにもかかわらず、今回また請願が出されたことは、改善がされていないので、再度提出ということか等質疑があり、環境保全のため、森林・林業が非常に重要になっている。ぜひ国として予算を確保してほしいということである旨答弁がありました。

討論に入り、継続審査とすべき討論1件、採択すべき討論4件ありました。採決の結果、採択6人、継続審査1人となり、採択多数により採択と決しました。

以上が当委員会に付託された案件の審査経過と

結果であります。議員各位におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

15番、石川英男君。

〔建設水道常任委員長 石川英男君登壇〕

○建設水道常任委員長（石川英男君） 建設水道常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成20年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、補正予算が1件、その他の案件が1件の計2件であります。

それらを審査するため、6月16日午前10時から第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管部長を初め関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下はその審査の経過と結果であります。

初めに、議案第49号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、国道400号バイパス事業推進のため、塩原水処理センターの敷地の一部を除外、その部分の国庫補助金を返還する一方、道路計画部分に係る敷地を県に売却する協議が調ったことにより、予算を計上する旨の説明がありました。

議案第49号については、全員異議なく承認されました。

続いて、議案第51号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入についてを申し上げます。

委員から、要望地から見て、大田原公共下水道の管はどこの位置に入っているのかという質疑があり、行政界に沿って市道緑726号線があるが、

その中に入っているとの答弁がありました。

また、このような事例は今後も発生することが大いに考えられるのかとの質疑に対し、大田原市とも事前に協議をしながら、話があった際には前向きに考えていきたいとの答弁がありました。

討論では、両市をまたぐこのような問題については、那須塩原市にとっても大田原市にとっても大切な部分であり、うまく処理できるような方法でいけばよいので、今回の件についても賛成するとの討論がありました。

議案第51号については、全員異議なく承認いたしました。

以上が当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（植木弘行君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

次に、定数・報酬特別委員長の報告を求めます。

9番、高久武男君。

〔定数・報酬特別委員長 高久武男君登壇〕

○定数・報酬特別委員長（高久武男君） おはようございます。

定数・報酬特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成20年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、陳情1件であります。

これらを審査するために、6月19日午後2時15分から第1委員会室において、全員出席のもと、審査を行いました。

それでは、陳情第3号 那須塩原市議会議員の定数減に関する陳情の審査結果について申し上げます。

意見では、今回1回で判断を出せるものではない。今後のスケジュールの中で慎重に審議をすべきであるなどの意見があり、陳情第3号については、全員異議なく継続審査と決しました。

以上が、定数・報酬特別委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（植木弘行君） 定数・報酬特別委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

議案第50号のごみ減量等に関する報告、福祉環境常任委員会の委員長にお尋ねします。

報告がされましたが、有料化に対する市民の反応、市民の負担に対する論議等が報告されなかったように思いますが、この件について、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

あわせて、陳情第1号のほうです。こちらでは、高齢者に対する負担の問題で、収入が限定された高齢者の負担について、特に那須塩原市では国保の問題もあり、資格証の発行等についての議論がされたかどうか、あわせてお聞かせ願ひたいと思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 30番、金子哲也君。

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 有料化の市民負担については、50円という単価がどうかという意見というか、それはありましたけれども、それに対して執行部のほうからの答弁で、それがふさわしいということで承認されました。

○議長（植木弘行君） もう一件、陳情第1号についてもお願いいたします。

福祉環境常任委員長、30番、金子哲也君。

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 高齢者の負担についても、負担になるんじゃないかという意見と、それから相互扶助という考え方の意見と両方出ましたが、採決の結果、不採択ということになったわけです。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） おはようございます。5番、高久です。

議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について反対する討論です。

国の家電リサイクル法や容器リサイクル法が実施されてから、家電製品が河川や道端に不法投棄されています。那須塩原市でも家電や建築廃材の不法投棄が後を絶ちません。担当部署の対応も大変です。

広大な那須塩原市で監視を強化するだけで、不法投棄や野焼きを防ぎ切るのは困難です。ごみ減量化は有料化による経済的制裁によってではなく、市民との合意によって進めるべきです。

ごみ減量等推進審議会の答申を受け、市長が有料化を判断しましたが、市民アンケートからも今回のパブリックコメントからも、市民との合意形成がされたとはとても言えない状況です。

暮らしが大変なときに何で有料化なの、税金の二重取りじゃないの、性急だ、何で勝手にごみの袋の値段を決めるの、話し合ってから決めるんじゃないのという市民の声です。

現在ごみ減量を意識的に実行している人たちは、エコロジー的な考えから行っているのもあって、不公平とか金銭的な考えからではありません。したがって、ごみ減量の大道は、金銭的制裁によってではなくエコロジー的なアプローチによって進めるべきです。

有料化では一時的な減量は考えられるが、それも何年かするとリバウンドします。年を追うごとに減量化、資源化の向上が着実に図られるとは考えられません。足利市や鹿沼市のごみ減量化の行動は、有料化1カ月後、1年の短期的な成果が言われていますが、強引な有料化に批判や反発があることも報道されています。多くの自治体でも、制度の導入後すぐに成果はあるものの、継続的な減少の傾向が見られるのは少なく、有識者からは、有料化は減量化への得策ではないとの意見が出ています。有料化を1年間延期し、収集方法は市民の提案とする青森市の有料化当面見送りの例もあります。

まちづくりは、行政と地域、市民の協働で行わなければ成功はあり得ない、栗川市長の年頭のあいさつです。ごみ問題は協働、心と力を合わせて働くことの典型ではないでしょうか。今、那須塩原市ではごみ有料化について、市民と行政の心が合わさっていない状態です。そこで、協働のための必要な条件は何か、有料化はごみ減量化の協働の動機づけになるか、金銭的な圧力は不法投棄、

不法焼却への増加の道にしかつながらないのではないかと。

心を合わせるには心にアプローチするほかありません。市民の心にアプローチし得る小集会、説明会によって、協議の成否が決定されます。全市民にごみの減量の目標を提起し、その目標を市民みずからのもとするための説明会にするには、ごみ問題の深刻さを市民に提起し、市が行ってきた施策、結果、評価を繰り返し提供すべきです。

平成20年から3年間で72gも減量し、9年間で55gの減量は、後半部の計画が低過ぎはしないか、有料化が目的なのか、ごみ減量化することなのか、目標値の設定を市民とともに検証すべきです。ごみ減量の目標値を市民一人一人のもとするため、市民自身に討議してもらうことが大切です。

09年度の減量目標が達成できたら、10年度以降も有料化は見送る、市は説明会を有料化、指定ごみ袋、分別、排出方法、収集方法などについて細かく地域ごとに開催するとしています。説明会で市民の心をつかむ最大のポイントは、有料化をどうするかという問題と、減量の目標値をめぐる問題であると思います。その肝心の有料化とごみ減量の行程を、市役所はあらかじめ勝手に決めてしまっている、市民が説明会に参加しようとする意欲を持つでしょうか。市役所が決めたことなので従ってくださいという一方的な説明会では、市長の言う協働は夢のまた夢になってしまわないか。

那須塩原市が行ったパブリックコメントには、最初に行ったパブリックコメントには1人の方から2件のみしかなく、今回は28人から70項目の市民の貴重な意見が示されました。ごみ問題に対する市民の関心の高さをあらわしています。

一方で、今回のパブリックコメントは、賛成、反対だけでは受け付けないという設定になっていたため、一定の記述力のない方は参加できないと

いう、行政側の対応の狭さが市民の思いを受けとめ切れただろうかという疑問を残しました。

行政と市民が協働を構築していく上で、ごみ減量化はわかりやすい最適の事業です。ごみ処理費用については、隣接する大田原市45020円、栃木市、都賀町4508円の掲載情報提供はありません。鹿沼市は市長が改選され、新市長はごみ袋の価格の引き下げを公約に掲げていましたので、40040円は引き下げられます。足利市では、性急な有料化で、県で一番高いごみ袋に対し多くの市民から批判を受け、減量化の進みぐあいで引き下げを約束しています。隣の群馬県に入ると、太田市などは45015円となっています。

市民との合意形成、協議のための推進力は、公正で正確な情報提供量です。那須塩原市の45050円は県で2番目に高い価格で、とても妥当な価格などと言えるような価格設定ではありません。市民の反発は当然です。

ごみ減量化は有料化によってではなく、市民との合意によって進めるべきです。ごみ有料化は時期尚早、性急な有料化は反発を招くだけである。

1年間延期し、市民との合意形成のための期間とするよう提案するものです。

よって、議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対するものです。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 議席31番、松原勇であります。

議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

那須塩原市では、第2期ごみ処理施設の建設に88億円を投じ新設し、平成21年4月に稼働が予定

されており、市内のごみが1カ所で処理されるという理想的な姿になります。

今日までは旧3市町の清掃センターで処理されており、ごみ処理の方法も異なった形態でありました。新設処理施設の稼働にあわせて、統一した方法、要領を導入することを目途に、平成17年から各種団体等の推薦、また公募による委員19名によって、廃棄物減量等推進審議会において本市の一般廃棄物処理に関する諸般の状況や住民の意識、また今日までの処理方法の反省等を十分検討した結果、「新しいごみ処理のあり方」として平成19年3月に答申が出されました。

これを受けて本市は、天然資源の枯渇や地球温暖化防止の観点から、ごみの減量とリデュース・リユース・リサイクルを基本とした循環型社会の実現に向けて、市民一人一人の理解と協力を得て、新たなスタートの時期を迎えたのであります。

今回の改正では、単純従量方式による有料指定ごみ袋とすることが大きな変化であります。有料化については、世論百説ありますが、現在までのように無料で、施設の維持管理は税金による負担では、ごみの減量も分別も、またリサイクルも進展は望めません。

受益者負担の原則から、利用者の応分の負担は当然のことです。焼却炉に負荷をかけないために、分別の徹底と再生利用のできる資源は大切に循環ルートに乗せることにより、ごみ減量と経費の削減が図られることとなる条例改正であります。

また、自治体ごとにごみ減量推進員を、市内2,500カ所のステーションには責任者を配置し、さらに共同住宅のステーションにも配慮対応が図られているので、すべてのごみステーションが規律を守り、清潔に管理されることが望ましいものであります。特にすぐれたステーションには何ら

かの報奨などを考えることも必要かと思えます。

今回の条例改正は、市民が一体化した協働による社会環境づくりと循環型社会の実現に向けた第一歩となることを期待し、原案に賛成するものがあります。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について反対討論いたします。

本条例の一部改正は、廃棄物減量等推進員の設置に関する内容とごみの有料化に関する内容が含まれております。本条例により設置する廃棄物減量等推進員は、減量推進を命名しながら、減量を推進する役割より、減量等の「等」の役割であるごみ分別や収集方法の周知徹底が第一義の仕事となると予想されます。

市は、ごみの減量を廃棄物減量等推進員制度ではなく、専らごみの有料化に期待しているようです。ごみ減量化をごみの有料化にすりかえている市の姿勢に疑問を感じます。なぜ徹底した発生抑制にかじを切らないのでしょうか。

新しいごみ処理施設では、ごみを燃やした熱エネルギーで発電して利用するサーマルリサイクルを行おうとしています。このサーマルリサイクルは、燃やしたエネルギーをリサイクルするとの大義名分で押し進めてきましたが、生ごみを初めさまざまなものを一緒くたに燃やしますので、熱効率は決してよいものではありません。また、多種多様な合成化学物質が生産・消費されて焼却炉に入りますから、焼却炉は複雑な化学変化を起こします。焼却炉に大きな負荷をかけ、ダイオキシンを初めさまざまな有害物質を生成することになります。

さらに、サーマルリサイクルでも、リサイクル

ならいいんだということになれば、発生抑制、リデュース・再使用、リユース・再利用、リサイクルがおろそかになって、新しいごみ処理計画の言っています循環型社会の廃棄物循環のイメージ、3Rの推進は崩れます。

その上、ごみの有料化はもろもろのものの生産自体のあり方から変えて、ごみを根本的に抑制しようとする拡大生産者責任の導入を遠ざけ、資源循環型社会の実現を後退させます。新しいごみ処理計画が、リサイクル品目を大してふやすことなく、生ごみをリサイクルするでもなく、処理コストのかかるペットボトルは回収しながらも、それ以外のプラスチックはリサイクルせず、その上焼却するプラスチックをふやすことになるリサイクル品目の回収袋をコンテナやネットなど再使用できる回収容器にする努力もせずに、ごみの有料化でごみが減るとまじめに思っただけで有料化を推進する行政の姿勢が、私には不思議でなりません。

有料化でごみが減るのではありません。ごみが増えるには、ごみとなるものを生産しない、買わない、再使用、リサイクルを徹底する、こういったことでごみが減ります。有料化でごみが増るのは一時的で、根本的な減量化にはならないことは、担当者ならわかり切ったことではないのでしょうか。それなのに、ごみの有料化でごみ減量を図ると言っています。ごみの減量化は表向きの理由で、本当はふえ続けるごみ処理費用の新たな市民負担を目的としているだけです。ごみの有料化導入の一時的な抑制効果を過大評価し、ごみは減ると言い聞かせているのでしょうか。

また、ごみを燃やす品目・量を減らさずに、サーマルリサイクルということになり、基本的にごみは減りません。ごみの有料化は税金で処理すべきでないコストも含め、増大する処理コストを市民に負担させようとする制度です。

また、ごみの有料化は本来負担すべき生産者の責任を問わず、税金を投入し続けることとなります。つまり、便利だからとごみになる商品を安易につくる生産者の、環境に負荷がかかっても売れば何でもいいといった売らんかな商法を税金で支え、企業がごみになったときのことを考えずに処理困難な処理コストのかかる商品の後始末を税金ですることです。リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進を言っている行政が、正反対のことをしていると言えます。ごみ処理費の増大の原因を根本的に解明せずに、その費用を市民に安易に負担させるのは疑問です。

ごみ処理費用の増大に対する対策をごみの有料化とするのではなく、どのように生産物がつくられ、どのような点が課題かという点に遡及するような対策がとれるようにしなくてはなりません。ごみの有料化の導入は、生産自体のあり方を何ら問うことなく、増大したごみの処理コストを住民に負担させるだけの対策にすぎず、根本的なごみ問題の解決を遠ざけるものです。

よって、ごみの有料化の導入となる、那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について反対いたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号については福祉環境常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）及び議案第49号 平成20

年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第51号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入についての3件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第48号及び議案第49号並びに議案第51号の3件については、総務教育、福祉環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号並びに議案第51号の3件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について。

請願第2号については、討論通告者がありませんので、討論を終結いたします。

請願第2号について、産業観光常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

請願第2号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、請願第2号については採択と決しました。

次に、陳情第1号について討論を許します。

6番、鈴木紀君。

〔6番 鈴木 紀君登壇〕

○6番（鈴木 紀君） おはようございます。議席番号6番、鈴木紀です。

陳情第1号 「高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中

止・撤回を求める意見書」の採択及び提出を求める陳情書について、反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度はこれまでの老人保健制度にかわる制度であり、今までの各市町村で運営していたのを都道府県の区域ごとの広域連合で運営を行う仕組みになりました。

国民医療費は急速な高齢化や医療の高度化に伴い、2005年度は全国民で33兆円を要しました。そのうちの老人医療費は11兆6,000億円、国民医療費の約30%であります。2025年には約25兆円にまで増大すると推計されます。

一方、少子化により支え手である現役世代が減少し、約30年前は1人の高齢者を支える現役世代は8人でしたが、今では現役世代4人で支え、さらには20年後には2人で1人の高齢者を支える時代が来るであろうと予測されています。

本市の医療費は、年間で現役世代では10万円弱、75歳以上の高齢者は80万円弱がかかると言われております。今までの老人保健制度のままでは保険財政が破綻することにもなりかねません。そうなれば、高齢者自身の支払う医療費や保険料の負担も大きくふえてしまいます。

そこで、新制度では、医療費の財源のうち約5割に公費を充て、約4割を現役世代からの支援とすることで、高齢者の負担を残った約1割だけに負えることにしました。ふえ続ける高齢者の医療費を支えるために、すべての世代で広く薄く負担を分かち合い、高齢者の方が将来にわたってきめ細かな医療サービスが受けられるようにした新たな制度であります。

国が国民の声を真摯に受けとめ、平等に必要な医療が安心して受けられるよう適切な見直しを行い、後期高齢者医療制度が多くの国民に支持され、将来にわたり持続的な制度となるよう最善の努力

をしていただくことを願い、この陳情第1号

「高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書」の採択及び提出を求める陳情書に反対するものです。

以上です。

○議長（植木弘行君） 5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久です。

陳情第1号 「高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書」の採択及び提出を求める陳情書を採択すべきとして討論するものです。

うば捨て山より悪い医療制度をこれ以上続けてはいけません。本来は長生きを喜び、高齢者の医療費は無料にしていくというのが政治のあるべき方向です。75歳以上になったら国保や健保、扶養家族から追い出して困り込むやり方に、ますます国民の怒りが高まっています。国庫負担を減らし、低所得者層に重い負担を押しつけ、今後も保険料は大幅に上がること、医療の制限につながる医療報酬制度と一体になっていること、制度の根本問題が次々と明らかになっているにもかかわらず、政府は、制度の骨格は間違っていないとして廃止法案に反対しました。

制度の仕組みとしては、これまでの保険料よりも7割の人が安くなる、こんなふうに厚労省と与党はアピールしてきました。これが全くのうそであったことが当事者の厚労省の発表した調査結果で明らかになりました。

調査は、厚労省が設定したモデル世帯に基づき、2007年の国保料と後期高齢者医療制度の保険料を比較したものです。厚労省の調査では、モデル世帯から最も負担増となる、ともに75歳以上の夫婦と子ども夫婦など、世帯構成の約2割をあらかじめ

め除外するなど、実態を反映しない調査方法を採用しました。特に負担増となる世帯構成の除外をした上、丸ごと負担増となる健保の扶養家族200万人を外した不当な推計調査です。

今回の調査は、4種類の世帯構成と単身世帯、高齢者夫婦など3パターンと、所得段階の組み合わせによる12パターンのモデルの世帯で試算したものであるため、これでは全体の実態を把握するには無理がある、きちんとサンプル調査をすべきだと批判され、舛添厚労相も全部調査しないとはっきりしたことは言えないとしました。それでも負担増となった人は所得が低い人ほど多く、所得が高い人ほど少ないという、政府与党の説明とは全く逆の結果が出ています。

しかし、制度の骨格は間違っていないと言いながら、政府与党は制度を開始してから2カ月足らずの間に、見直し、軽減を繰り返しています。制度の実施前にも、扶養家族の高齢者からは保険料の取り立てを半年間凍結するなど、見直しに追い込まれていました。さらに与党は新たな低所得者層の保険料の軽減を実施するとしています。保険料をめぐる政府与党のどたばたそのものが、後期高齢者医療制度のお年寄りに強いる負担増の過酷さを証明しています。

元閣僚でさえ、「後期高齢者医療制度は財政上の都合ばかりが優先され、人間味が欠けている」、塩川正十郎元財務相、「至急もとに戻して新しくもう一回考え直すべき」、中曽根康弘元総理という声が出ています。舛添厚生労働大臣まで、「私は設計にはかかわっておりません。しかし、財政の論理が優先したと反省しないと」などと言い出す状況です。

与党の小手先の見直しでは、お年寄りの苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年

ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みです。厚労省の資料から試算すると、団塊の世代が後期高齢者に加わる時期の2025年には、保険料は今の2倍以上にはね上がります。

制度の創設にかかわった政府の自民党議員が2006年の国会ではっきりと述べています。「後期高齢者には、積極的な医療よりは、みどりの医療を中心にした新しい医療体系をつくっていけば、それに対して、まさしく医療費の適正化が行われる」、高齢者を強制的に囲い込んで、負担増と医療制限を迫る、後期高齢者医療制度は根本から非人間的です。与党側は保険料の一部の軽減策でごまかそうとねらっていますが、マスメディアからは、「負担を減らせば高齢者の怒りがおさまると考えているとすれば、政府は本質が見えていないと言わざるを得ない」、6日付毎日の記事です。

後期高齢者制度の廃止・撤回を求める署名は、草の根のレベルで広がり、600万を突破しています。全国の3分の1を超える580の地方議会が抜本的な見直し・撤回を求める意見書を可決しました。栃木県でも栃木市、日光市、大平町の3市町が意見書を可決しています。

地方から国へ、強い異議の申し立てが相次いでいます。6月議会に入ってから、東京、群馬などでは廃止を求める意見書の可決が相次いでいます。後期高齢者医療制度に異議を唱える都道府県の医師会も30を超え、全国で6割以上となり、栃木県の医師会も、よく考えて慎重に対応、安易には受けないようにするとしています。

隣的那須町でも抜本の見直しを求める議員提案の意見書を可決、藤岡町では後期高齢者医療制度の実施に伴い提出された国民健康保険税の条例改正案を否決しました。栃木県後期高齢者医療広域連合副会長の清水英世壬生町町長も一般質問に、「本音で言えば、一たん凍結したほうがいい。国

会は冷静になり、見直しをしていただきたい」と答弁、制度には問題が多いとしています。

75歳以上の人を後期高齢者と呼び、ほかの世代と切り離して際限のない負担増に追い込むとともに、受けられる医療を差別するという制度の根幹そのものに、国民の怒りが噴出しているのです。

間違った設計図で建てられた家に幾ら修理を重ねても、欠陥はなくなりません。今必要なのは、間違った設計図をつくり直すことです。場当たり的な見直しは、地方自治体の現場をさらに混乱させるものとなっています。手直しという繰り返いで制度の延命にしがみつくとではなく、きっぱりと後期高齢者医療制度を廃止することが国民の声にこたえる道です。

よって、陳情第1号「高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書」の採択及び提出を求める陳情書の採択をすべきとするものです。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第1号について、福祉環境常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第1号については、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立少数。

よって、陳情第1号については不採択と決しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第2号については、討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

陳情第2号について、総務教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第2号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、陳情第2号については採択と決しました。

次に、陳情第4号については、討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

陳情第4号について、総務教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第4号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、陳情第4号については採択と決しました。

陳情第3号については定数・報酬特別委員長報告のとおり継続審査となりましたので、報告をいたします。

◇

◎発議第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第2、発議第4号 那

須塩原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は農業委員会委員の任期満了に伴い農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、後任の4名の農業委員会委員を推薦するものであります。

推薦を申し上げる方々の氏名、住所はお手元の議案書のとおりであります。最近の社会情勢を踏まえ、多様で行動力のある人材の登用を図るため、3名の女性を含めて推薦するものであります。

お諮りいたします。

那須塩原市農業委員会委員には原案のとおり4名の方々を推薦することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定いたしました。

#### ◎議員の派遣についての採決

○議長（植木弘行君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

未来21代表の水戸滋君、創生会代表の若松東征君、敬清会代表の平山英君、清流会代表の松原勇君、公明クラブ代表の吉成伸一君から会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

議案書配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

○議長（植木弘行君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長（植木弘行君） 追加議事日程第1号に入ります。

#### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第1、発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業観光常任委員長、18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） 発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

地球温暖化防止など、環境資源として森林に対する期待が寄せられております。一方で、森林・林業を取り巻く厳しい状況の中、担い手である山村は過疎化・高齢化が進み、崩壊の危機に立っております。

安全で安心な国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、地域林

業・木材産業の振興を通じ、山村の活性化が強く望まれます。よって、国に対し意見書を提出するものであります。

産業観光常任委員会の決定のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 以上で平成20年第2回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成20年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、去る6月14日の朝に発生いたしました岩手・宮城内陸地震により亡くなられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を願うところでもございます。

さて、6月6日から本日まで15日間にわたり開催されました第2回市議会定例会も本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には平成20年度那須塩原市一般会計補正予算のほか、合わせて20件の案件につきまして慎重に審議をいただき、原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や市政一般質問などにおいて、議員各位から提示されましたご意見等につきましては、十分検討させていただきたいと考えております。

また、6月30日から8月11日までの約1カ月半にわたりまして、開かれた身近な行政の実現を目的として市政懇談会を開催いたします。市民と行政の信頼関係をさらに高めるとともに、皆様方のご意見、ご要望などお伺いし、市政に反映させてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもぜひご参加をいただくようお願いを申し上げます。

これから梅雨本番、そして暑い夏を迎えることとなります。議員の皆様方におかれましては健康管理に十分留意され、引き続きご協力をお願い申し上げます。第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりま

した。



◎閉会の宣告

○議長（植木弘行君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る6月6日から15日間にわたり開会されました平成20年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時23分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年6月20日

議 長 植 木 弘 行

署 名 議 員 岡 本 真 芳

署 名 議 員 岡 部 瑞 穂